

第2章 保健福祉サービスセンター

1 保健福祉サービスセンターの概要

子ども・家庭、障害児・者、高齢者の地域自立生活や地域における健康づくりを支援するため、市内4つの保健福祉サービス地域（エリア）に、それぞれ保健福祉サービスセンターを設置し、住民からの保健・医療・福祉サービスのニーズに的確にお応えしていきます。

ただし、大事な基本原則として、住民の皆さん
がどこの保健福祉サービスセンターに相談をもち
かけるのか、民間の事業者も含め直接的なサービ
スの利用にどの事業者を選択するのかは自由（フ
リーアクセス）です。

【保健福祉サービスセンターの設置場所】

東 部	茅野市在宅介護支援センター
西 部	平成12年4月に現在のリバーサイドクリニックで事業開始 平成12年度中に現在のリバーサイドクリニック駐車場へ新築移転
中 部	平成12年4月に現在の総合福祉センターで事業開始 平成12年度中に増築・改修整備
北 部	北部デイサービスセンター（平成11年度中に増築・改修整備）

（1）基幹保健福祉サービスセンター

4つの保健福祉サービスセンターの事業をバッ
クアップし、各保健福祉サービスセンター間の
連携を図り、情報の提供や交換を行うための中
央機能として基幹保健福祉サービスセンターを
設置します。

基幹保健福祉サービスセンターでは、各保健
福祉サービスセンターでは対応が困難なより高
度で専門的なケースや、プライバシー等に配慮
して居住地の保健福祉サービスセンターではない
方がいいケースなどについての対応も行います。

そのためにここでは、地域障害者自立生活支

援センター、福祉用具活用センター、子ども・
家庭支援センターの機能も有します。

（2）保健福祉サービスセンターと市庁舎

移行期間をもって、原則として保健福祉業務
における在宅部分については、各保健福祉サー
ビスセンターや基幹保健福祉サービスセンター
に移行していきます。

したがって、今後市庁舎での主な保健福祉業
務は、生活保護などの所得保障、住民票の異動
に伴う諸手続、施設整備、企画等に関する業務
となります。

2 求められる機能と活動

(1) 保健福祉サービスセンターに求められる基

本的な機能

次の8点があります。

- ① 24時間体制での総合的な相談窓口
- ② ケアマネジメントの実施
- ③ 公的な在宅福祉サービスの提供
- ④ 健診、保健活動（健康学習、健康相談を含む）の拠点
- ⑤ インフォーマルサービスの支援とコーディネート
- ⑥ 保健福祉サービス地域（エリア）内の福祉教育、生涯学習などの計画的推進
- ⑦ 保健福祉サービス地域（エリア）内の保健福祉情報の収集、発信
- ⑧ 保健福祉サービス地域（エリア）内の保健福祉ネットワークの構築

(2) 地域住民から期待される保健福祉サービスセンターの役割

- ① 相談や申請、苦情申し立ての身近な窓口

(2) 地域に密着して活動する職員らとの信頼

関係の場

- ③ 有効なケアマネジメントが行われる場
- ④ 在宅の訪問サービスと通所サービスの拠点
- ⑤ 市民活動を支援、コーディネートする場
- ⑥ 連携して地域福祉を充実させていくパートナー
- ⑦ 住民どうしの交流、情報交換、支えあいの拠点

(3) 在宅サービスを提供することの判断

原則として、在宅サービスの提供、支給に関する決定は、ケアプランに基づいて、かつ利用者の意向を受けて各保健福祉サービスセンターで判断できることとします。

3 必要なシステムと組織

(1) 保健福祉サービスセンターの職員

保健福祉サービスセンターには、次のような業務を担当する「地域福祉推進員（コーディネーター）」が配置されます。

- 健康づくり、地域保健に関する相談・支援
- 介護保険に関するケアマネジャーとしての相談・支援
- 高齢者の保健福祉に関する相談・支援
- 障害児・者の保健福祉に関する相談・支援
- 母子保健、子ども・家庭に関する相談・支援
- 精神保健、難病に関する相談・支援
- 主に保健福祉分野の生涯学習に関する相談・

支援

- その他住民の生活に関する相談・支援
- 地域における「ふれあいのまちづくり事業」の推進に関する相談・支援

■ワンポイント「ふれあい福祉推進員（ネットワーカー）」

地域において、次のような「ふれあいのまちづくり推進活動」の業務を担当する社会福祉協議会の職員をいいます（詳細については、地域福祉活動計画を参照してください）。

- ・インフォーマルサービスに関する相談・支援
- ・ボランティア活動のコーディネートと支援
- ・福祉意識の啓発と福祉教育の推進
- ・サービス利用者や家族の当事者組織の育成、援助
- ・その他住民の生活に関する相談・支援

（2）保健福祉サービスセンターと社会福祉協議会の位置づけ

茅野市社会福祉協議会については、その歴史、組織形態、経験、実績から、今後も行政との連携のなかで、より公益性・公共性の高い組織として、またフォーマルサービスとインフォーマルサービスを統合的に提供していくことができるサービス事業者として期待されます。

また社会福祉法人としての固有性を發揮しながら、茅野市地域福祉活動計画に沿って、福祉コミュニティづくりをはじめとし、ボランティア・市民活動の支援、福祉教育の推進などを図ることになっています。

さらに、社会福祉協議会は地区組織（地区協）をもち、4層における住民の福祉活動の基盤を有しています。そもそも、社会福祉協議会自体が地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成されていることからも、保健福祉サービス地域（エリア）を始めとして、4層や5層における民生児童委員やボランティアなど福祉関係者との連絡調整を図りながら、それらの層での福祉活動を推進していくことが求められます。

（3）情報の流れと管理

各保健福祉サービスセンターと市庁舎はコンピュータネットワークで結ばれ、情報は一元的に管理します。

今後、情報システムを構築する、あるいは活用する際には、次の点について注意しながら条例等の整備、ハードの検討などを進めていきます。

- ① 住民にとって保健福祉情報の入手が容易であること。
 - ② 多元的な保健福祉情報を変化に応じて迅速に収集できること。
 - ③ 市内共通の情報用紙を活用すること。
 - ④ 行政、サービス事業者は、サービス内容に関する情報提供、情報開示を進めること。
- なお、利用者の情報に関しては厳重なプライバシーの保護が必要です。その管理と活用に当たっては、慎重な対応が不可欠です。条例化や手引書（マニュアル）の作成を含めて、今後十分に検討していきます。